⑹　契約書の作成の要否　要。
⑺　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑻　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑼　一般競争参加資格を有していない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑽　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Seigo Nagao, President, Kagawa University
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Building for Kagawa University Hospital.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 24 April, 2015
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 11 June, 2015 (tenders submitted by mail : 3 : 00 P.M. 11 June, 2015)
⑹　Contact point for tender documentation : Facilities Planning Group, Kagawa University, 1―1 Saiwai-cho Takamatsu-shi Kagawa Japan 760―8521 TEL 087―832―1124

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

香川大学（医病）外来・中央診療棟他改修その他電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成27年3月20日

国立大学法人香川大学長　長尾　省吾

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　37

○第２号

1　工事名　香川大学（医病）外来・中央診療棟他改修その他電気設備工事
2　工事場所　香川県木田郡三木町大字池戸1750番地１　香川大学三木町医学部団地構内
3　工事概要　医学部附属病院外来中央診療棟（鉄筋コンクリート造、地上３階地下１階建、改修延べ面積18,650㎡）、医学部附属病院西病棟（鉄骨鉄筋コンクリート造、地上７階地下１階建、改修延べ面積12,850㎡）及び医学部附属病院東病棟（鉄骨鉄筋コンクリート造、地上７階建、改修延べ面積7,060㎡）の改修工事に伴う電気設備工事を行うものである。なお、本工事に伴う建築工事及び機械設備工事は、別途発注される予定である。
4　工期　平成31年３月29日まで
5　共同企業体競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所、提出方法及び提出書類
⑴　提出期間　平成27年３月20日（金）から平成27年４月24日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで
⑵　提出場所　〒760―8521 香川県高松市幸町１番１号　国立大学法人香川大学環境管理室施設企画グループ　電話087―832―1124
⑶　提出方法　上記５⑵に持参又は郵送（郵便書留に限る。提出期間内必着。）又は託送（郵便書留と同等のものに限る。提出期間内必着。）すること。電子入札システムによる提出は認めない。
⑷　提出書類　特定建設工事共同企業体の一般競争参加資格審査申請書（建設工事）他
6　共同企業体の構成員の数及び資格要件等　次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される共同企業体であること。
⑴　国立大学法人香川大学契約事務取扱規程第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省における電気工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、その点数（「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体で参加の場合の構成員の代表者は、1,100点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること。
⑷　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事又は床、壁、天井を含む改修工事に伴う電気設備工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
①　単体又は共同企業体の代表者
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上３階建以上かつ改修延べ面積9,000㎡以上の病院の改修工事又は延べ面積9,000㎡以上の病院の新営工事に伴う電気設備工事を施工した実績
②　共同企業体の代表者以外の構成員
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で改修延べ面積4,500㎡以上の病院の改修工事又は延べ面積4,500㎡以上の病院の新営工事に伴う電気設備工事を施工した実績
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成11年度以降に、上記⑷①に掲げる工事の施工経験を有す者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
④　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
⑾　工事全般の施工計画が適切であること。
⑿　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
⒂　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することはできない。
⒃　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
7　資格有効期間　認定の日から当該工事の完成引渡しが完了する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結されるまでとする。
8　その他
⑴　共同企業体の名称は、「○○・△△特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　同一の者が２以上の共同企業体の構成員となって申請することはできない。